

Title	〔商法一七七〕従業員持株制度加入株式会社についての譲渡制限契約の効力その他(東京地裁昭和四八年二月二三日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.3 (1978. 3) ,p.103- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780315-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一七七〕 従業員持株制度加入株式についての

譲渡制限契約の効力その他

〔判示事項〕

一 従業員持株制度維持のため締結された従業員以外の者への譲渡を禁止する旨の契約は、当事者間の個々の債権契約であり、商法二〇四条の趣旨に反しないから有効である。

二 いわゆる失念株の帰属につき、有償新株の払込期日前の新株引受権は、会社実質上の構成員である譲受人に属するが、右期日後は譲渡人が申込をし、株金の払込を了した場合には、譲渡人に属することになる。

〔参照条文〕

一 につき、商法二〇四条一項本文

二 につき、商法二〇六条・二八〇条の四・二八〇条の九

〔事実〕

被告Y会社労働組合は、昭和二年六月二日訴外A会社からY

東京地裁昭和四八年二月三日判決
昭和四五年四月九〇二号・同四六年
四月三二八号・同四七年の八二七四号
株券引渡等請求事件(控訴)
判例時報六九七号八七頁

会社の全株式の三割にあたる五万四〇〇〇株をY会社の従業員の持株とする条件で、一株あたり五五円で譲受け、それを組合員に対し一株五五円で分配譲渡したが、その際、右従業員持株制度を維持運営するために株主代理委員会を結成した。右委員会の構成は右株式を譲受けた組合員全員からの選出者として、会社労働組合の執行委員長、各支部の支部長があたり、その主たる職務は、同委員会からY会社に三名の取締役を推挙して、同社の経営に組合の意向を反映させることと、右組合員所有の株式が他に流出し従業員持株制度が破綻することを避けるため、委員会が各組合員との間において、当該組合員が退職またはその所有株を他に売却を希望するときには、右株式が同組合若しくは委員会の指名する他の在職従業員に、一株あたり取得価額と同じ五五円で譲渡する旨の契約を締結し、その履行を確保することにあつた。

ところで、その後の右委員会の構成は、組合員であつたものがY会社の管理職や経営者に昇進し、Y会社労働組合を脱退せざるをえないものも現われるに至り、持株制度を組合員のみに限定することは右株式の他への流出を防ぎえない状態となつたこともあつて、昭和三八年五月一日委員会の構成員に経営陣も含めることとなり、実際に相当数の経営側委員がこれに加わつてくることとなつた。

原告XはY会社の従業員であり、右代理委員会との間に株式譲渡の契約をしたため、これに基づき右委員会の指名を受けて、昭和三〇年一月一七日から同四三年一月二十九日まで、先に退職した訴外B外十数名の従業員から十数回にわけて一株あたり五五円の割合で株式の譲渡を受け、これに対する増資分を含めて、二万三三二〇株を取得するに至つたものであるが、昭和四四年六月二六日Y会社を停年退職したので、右代理委員会がXに対して、右契約に基づき同年八月二五日付の書面をもつてその所有株二万三三二〇株につき、Y会社の在籍従業員である参加人Z₁、Z₂に対し一株あたり五五円で譲渡するよう通知し、右書面はXに到達し、またZ₁、Z₂もXに対し、右代理委員会とXとの右契約に基づく通知に対し、同月二六日付書面を以つて右所有株式を買受ける旨の意思表示をし、右書面はXに到達した。

ところが、Xは所有株式の引渡を拒んだために、Z₁、Z₂兩名がY会社に対し株主名簿の名義書換請求をすることのできない間に、Y会社は昭和四五年四月三〇日開催の取締役会の増資決定に基づき、Xに対してその名義株二万三三二〇株につき新株一万五六八〇株の

割当通知をしたのでXは払込をなした。しかし、右新株の株券発行の段階に至り、右株主代理委員会からY会社に対し、新株割当のものととなつた右旧株は従業員株であつて、割当時は既にZ₁、Z₂兩名に譲渡されており、Xが新株の割当を受ける理由がない旨の通知がなされたため、Y会社はXに対し右新株の株券交付を拒絶するに至つた（Z₁、Z₂はXが受領拒絶したため旧株の譲渡代金及び新株の払込代金を弁済供託した）。

そこでXが、Y会社に対し、右新株の株券の引渡を請求したが本件であるが、これに対してY会社は、代理委員会と各株主間において、従業員株主がY会社を退職する時には取得した株式を他の在職従業員に対し、一株五五円で譲渡する旨の契約がなされており、Xの退職に際し、右委員会はその旨通知し、Z₁、Z₂も買受の意思表示をした。したがつて旧株は右新株の割当前においてすでにZ₁、Z₂に譲渡されていたので、Xが本件新株の割当を受けそれを取得するいわれはないと抗弁した。

Xは右の抗弁に対し、株主代理委員会は法人格を有しないので、同委員会とXの間の右契約は権利及び行為能力を欠くものと間になしたものとして無効、仮にそうでないとしても右契約は商法二〇四条違反として無効、仮に有効としても、株式の移転には株券の交付を要するのに、XはZ₁、Z₂に対し右株式につき株券の引渡をしていないからZ₁、Z₂が右株式に関する権利を取得するいわれはないと主張した（参加人Z₁、Z₂の主張はY会社の主張と同一であり、これに対しXもY会社に対すると同一の理由で抗弁した）。

〔判旨〕 一部棄却、一部認容。

一 「右株主代理委員会とX間の従業員持株の譲渡契約は、いわゆる第三者のためにする契約にあたるから、Z₁及びZ₂の買受けの意思表示によつて、Xはその所有株式二万三五二〇株を、Z₁に対し一万三五二〇株、Z₂に対し一万株を各一株当り五五円の割合で譲渡したといわざるをえない。ところで、Xは、前記契約は株主代理委員会には権利能力および行為能力がないから無効である旨主張するが右委員会の目的および構成からみると、右代理委員会はいわゆる『権利能力なき社団』であると判断することができるからその主張は採用できない。またXは、右契約は商法二〇四条所定の株式譲渡の自由に反するものであるから無効である旨主張するが、右条文は当事者間の個々の債権契約の効力まで否定するものではないと解すべきであるから、右代理委員会とX間における右契約による株式譲渡の効力が否定される理由はなく右主張も採用できない」

二 「株式を譲受けた者がその名義書換をしないうちに新株発行の決議がなされて、株主名簿上の株主にその割当がなされた場合において、その新株引受権が実質上の株式譲受人に帰属するの否か、または株式譲渡人に帰属するの否かについては争いのあるところであるが、会社が株主に増資新株の引受権を与えるのは会社の実質上の構成員である株主の利益を図るためであり、すでに実質上会社構成員から離脱した株主名簿上の株主の利益を図るものではないから、会社が一定日時の株主名簿上の株主に新株引受権を割当てても、それは単に会社の新株発行手続の簡素化を図り、その結果について会社

に免責的効力を受けさせ、爾後の解決を譲受人と譲渡人間の処置にまかせようとするに過ぎないものである。したがつて、この段階においては、会社は、名義書換をしない譲受人たる株主を新株引受権の権利者と認め、他方、株主名簿上の株主たる譲渡人に対し新株引受権の権利の帰属を否定することができると解すべきである。しかし、当該新株につき割当を受けた旧株式譲渡人において、その所定期日内にその申込をし、株金の払込を了し、他方、旧株式譲受人において所定の期日までに新株の申込および払込の手続をなさずして新株の権利を失うに至つた場合においては、旧株式譲受人は旧株式譲渡人に対して右新株の帰属を主張することはできない。この場合においては右新株は旧株式譲渡人に帰属したものと解すべきであるから最早、会社としても旧株式譲受人に対し新株の帰属を認め、旧株式譲渡人に対し新株の帰属を否定することはできないといわざるをえない」

〔評釈〕

一、本件の中心は、判旨によれば、従業員持株制度加入株式の譲渡制限が商法二〇四条一項の株式譲渡自由の原則に反するか否か、また、いわゆる失念株は旧株の譲渡人と譲受人のいずれに属するかという二点である。

本件判旨の構成は判旨第一点において、従業員持株制度加入株式の譲渡制限は、当事者間の個々の債権契約というものであるから商法二〇四条違反ではなく、したがつて右の契約による株式譲渡の効力は否定されず旧株は譲受人であるZ₁、Z₂に帰属したものとす。

そして、これを前提として判旨第二点として、新株発行における失念株の帰属の問題を判断するというものである。

そこで、判旨第一点より見てゆくと、本件は従業員持株制度について判例上現われた極めて稀なケースであつて、かねてより法律上の論点として挙げられていた従業員持株についての譲渡制限契約の効力いかんという問題を、具体例につき判断したものであるが、賛成しえない。

(1) 判旨が本件譲渡制限契約は商法二〇四条違反ではなく、有効であるとする点自体に異論があることは後に(2)で述べるとおりであるが、それ以前の問題として、判旨の理論構成自体に疑問がある。というのは、譲渡制限契約と個々の譲渡契約とを明確に区別しない判断しているということである。この点は、原告の主張の不明確さということとも関わりを思うが、判旨第一点後段において、「右契約は商法二〇四条所定の株式譲渡の自由に反するものであるから無効である旨主張するが、右条文は当事者間の個々の債権契約の効力まで否定するものではない」としているところでは譲渡制限契約の効力について述べたものと考えられ、次に「右契約による株式譲渡の効力が否定される理由はなく」としているところでは譲渡契約について述べたものと考えられる。しかし、本件では、譲渡制限契約の効力の問題と譲渡行為の効力のそれとは別個のものである。というのは、譲渡制限契約の効力の問題は、株主のなした譲渡行為の効力に関わるべきものであるのに対し、本件では、株主の意思に反して譲渡行為が成立するか否かが問題だからである。判旨は、この間

の関係を、「譲渡契約は、いわゆる第三者のためにする契約にあたるから」として解決を図っているようであるが、たとえ第三者のためにする契約であると解しようとしても、原告Xが株式譲渡を争つていいる以上、この両契約の関係をさらに明らかにする必要があるように思われる。すなわち、判旨が株式譲渡契約をもつて第三者のためにする契約であると考えたのであれば、株式譲渡契約として意思表示の合致についてはどのように考えているか、あるいは意思表示としてどのような内容をもっているかなどまで明らかにすべきであつた。事実中において、Y会社が原告XにZ₁、Z₂に対し一株五五円で譲渡するよう通知し、Z₁、Z₂もXに対し買受の意思表示をしたとあるが、Y会社の通知と受益の意思表示のみでなぜ株式譲渡がなされたことになるのか。その前提には、譲渡制限契約と並んで(あるいはその内容中に)、例えば、停止条件附の承諾(あるいは申込)が存在していたとみるからなのであろうか。そうだとすれば、本件における真の問題点は、譲渡制限契約の効力ではなく、そのような条件附の意思表示の効力であることになる。いいかえれば、本件契約の効力を判断するにあつては、譲渡制限の点だけではなく、譲渡強制の点についても検討を加えなければならなかつたということである。

(2) ところで、右のように判旨に不明確なところがあると考えるわけであるが、その主たる論点である譲渡制限契約についても私見としては異論がある。

本件では、持株会と個々の従業員株主との間の契約により譲渡制限を定めるといふ形をとっているわけであるが、これは一般的に個

別の契約によつて譲渡制限をなしうるかの問題と関わる。学説によれば、この個別的契約を会社株主間と株主相互間の場合に分けて考察し、会社株主間については、当事者の一方が会社である関係上、形式的には具体的な意思決定によつても実質的には附合契約的になされる結果となり易く、二〇四一条一項の立法趣旨から見て、またとくに四一年改正法でその但書による正式の手続が認められた関係上その脱法行為として無効とする見解（田中誠二・全訂会社法詳論上巻・三三〇頁、大隅健一郎・新版会社法概説・九三頁）と、定款による制限と異なり一般的、物権的効力をもつ制限の設定ではないから、有効か否かは商法二〇四一条一項の関知するところではないとする見解（石井照久・会社法上巻・一七二頁、鈴木竹雄・石井照久・改正株式会社法解説・八一頁）とに対立している。ただ、この後説の立場においても、具体的にその契約が株式申込証に譲渡制限を記載するような形でなす個別契約は本条の脱法となると解しており、会社株主間の個別契約による譲渡制限が有効となる場合は相当限定されてきている。これに対して、個々の株主間もしくは個々の株主と特定人との間の契約については、会社株主間の契約については無効とする見解も有効と解しているようである（田中誠二・前掲書三三〇―三三二頁。会社株主間の契約を有効とする見解はこれも当然有効とする、石井前掲書一七二頁）。

この点、退社制度のない株式会社においては、株式譲渡自由の原則は株主に投下資本回収の途を与える唯一の手段であつて、会社がこれを制約することのできる場面は定款をもつてする商法二〇四一条一項但書に限られるべきである（谷川久、味村治莞言・従業員持株制度

の解説・商事法務四四八号二四頁）と考えられ、こうした方式が認められていたのに、あえてこれをとらず会社株主間の個々の債権契約という形で制限することはまさに右条文の脱法行為に他ならない。これに対して、株主相互間あるいは株主と特定人間の個別契約による譲渡制限は、本来会社とは全く関わりのないことであり、商法二〇四一条とは関係なく有効であると考えるが、これが会社株主間の個別的契約の脱法的方法とみられる場合には私見の立場からは無効と解さざるをえない。

この点がまさに本件と関わることであり、本件では形式的には持株会と各株主間の契約という形ではあるが、これを実質的にみても持株会の会社からの独立性喪失という問題があるからである（河本一郎・従業員持株制度の法的諸問題・別冊商事法務二一三頁）。この独立性の問題は、一般には会社からの奨励金に関して議論がなされており、奨励金が出されている限り持株会は会社から十分の独立性を保持しているとはいえず、先の会社株主間の譲渡制限の脱法として許されないとする見解（谷川莞言・前掲討論会・一二〇）などが主張されている（但し、本件ではこの点は明らかにされていない。また奨励金に関しては、持株会の会社からの独立性と関連して、自己株式取得制限の脱法とならないかという問題もある―矢沢淳・いわゆる新従業員持株制度の商法上の問題点・商事法務四八〇号二頁）。そして、独立性に關して、いま一つ考えられるとすれば、本件のような事例であり、持株制度採用の時点においては労働組合を母体として持株委員会が構成されていたものが、訴提起の時点では既に経営側からも相当数の委員が参加

していたという場合である。この時点では、当初の目的である経営参加は名目に過ぎず、従業員にとつての特株制度といつても、それは単に財産形成というところにメリットがあるに過ぎない(特株制度採用のねらいについては、谷川・味村等前掲討論会一二頁に詳しい)。そしてこのメリットについてさえ、取得価額と処分価額とが同一価額とされている本件ではほとんどその効果を生じないわけであるし、配当金に關しても必ずしも他の利殖手段にまさるとは考えられない。かえつて自社株を持つことは会社が危機に瀕した場合二重の危険にさらされることにもなりかねない。会社からは独立した立場からの労働協賛制—経営参加といつた目的のない従業員持株制度にとつてその残る利点といえ、愛社精神、安定株主等いずれをとつても会社に都合のよいものだけである(谷川発言・前掲討論会・八頁、二五頁)。独自性を失つた持株会との譲渡制限契約は、その実質的な理由からも会社のための譲渡制限契約というものになつてしまふわけである。しかも、処分価額と取得価額が同一であるということについてはさらに言えば、定款をもつて譲渡制限を規定した場合には商法二四〇条ノ二以下で先買権を規定し、適正な対価での売却を予定しているのであるが、右のような独立性を失つた持株会との譲渡制限を認めることとなると、それは容易にこの規定を回避しうることとなり、立法趣旨に反することになるのである(吉井博・本件判例批評・法律のひろば二六卷九号六九頁)。すなわち、会社が従業員持株制度を濫用し、独立性のない持株会を通して、株主の投下資本回収の途を著しく制限する結果になるわけである(法の予定している適正な対価での

売却すら奪われてしまふという意味において)。

このように考えてくると、私見によれば、本件譲渡制限契約は商法二〇四条の立法趣旨に反するものと言わざるをえない。その結果Xは何人に対しても譲渡をなしうると共に、何人に対しても譲渡をしない自由もまた有することになる。本件では、Xはこの譲渡について争っている以上、株式がZ₁、Z₂に譲渡されたとはいいたい。そして、もしかりに、判旨のように株式譲渡契約が有効であると解したとしても、商法二〇五条において、株式の譲渡には意思表示のみでなく株券の交付もその効力要件であるとされている以上(田中誠二前掲書三三六頁、石井前掲一九〇頁以下)、本件において株式譲渡がなされたとみることは不当であつて、即座に失念株の問題が出てくるとしたことは納得しえない。

いずれにしても、Xは依然として株主たる地位を有したままであつて、Z₁、Z₂に株券を引渡す義務を負うものではない。

二 このように考えてくると、判旨第二点は全く問題とはならないのであるが、本判決は失念株についても昭和三五年九月十五日最高裁判決(民集一四卷二一四頁)とは異なり、また学説とも非常に異なつた立場をとつているため、これについても若干の検討を加える。

リーディングケースである最高裁判決が、新株引受権は名義株主である譲渡人に帰属するとしたのに対し、本判決では実質株主である譲受人に帰属するとした点に最判に対する一つの特色と前進がみられ、さらに本判決は、譲渡人が払込期日までに払込を了し、他方譲

受人が右期日を徒過した場合には、名義株主たる譲渡人に新株は帰属するとして独自の立場を宣明した点にもまた特色がみられる(同旨の判例としては、昭和三七年四月二日東京地判・下民一三卷四号七八頁、昭和四五年二月二六日大阪地判・判例時報六一二号八九頁)。昭和三五年最高裁判決に対しては、会社に対する関係と譲渡当事者間の関係とを混同しているとの批判がほとんどの学説(田中誠・三前掲書三四七頁、堀口亘・失念株・新商法演習Ⅰ一五二頁等)からなされ、この点を本判決を含めて下級審判決は意識して理論構成をしたものと考えられるが、結論的にはいづれも最高裁判決の域を出ず同一に帰している。

学説の主張は、会社が株主に新株引受権を与えるのは会社の実質上の構成員である株主の利益を図るためで、既に実質上会社の構成員から離脱した株主名簿上の株主の利益を図るためではない(堀口前掲論文一五二頁)、あるいは旧株の譲渡人はいわゆる増資含みの高値で親株を譲渡するのが通常であるから、いくら譲受人に失念の過失があるにせよ、既に十分な対価をえて株式を全面的に移転した譲渡人が名義残存を奇貨として二重にプレミアムを得得することは公平を欠く(高島正夫・名義書換の失念と増資新株の帰属・会社法の諸問題四一七頁以下、西原寛一・先念株・商法演習Ⅲ二六頁)等種々である。

本件が、こうした学説の批判を意識して最高裁判決の基本的立場を変更したことは注目に価いするが、結果として譲受人は譲渡人に對し新株の返還を請求しえないとした理論構成には疑問がある。というのは、本件における失念の事情を全く考慮しない点である。一般

の学説においても、譲受人が何らかの過失に基づいて失念した場合でも、公平の見地等から失念株主に新株の帰属を認めることが妥当であると考え(高島前掲書四二〇、四二二頁、菅原菊志・失念株をめぐる諸問題・商事法務一九二号一八頁)、またさらに、故意に時宜に失した請求をする場合についても、それは信義則など別の法理で対処すべきである(西原前掲論文二九頁、菅原菊志・名義書換の失念と新株の帰属・商事法務二〇八号一一頁)などと主張されており、本件のように失念株主の故意、過失が全く存在しない場合には、失念株主に対して新株の帰属を認めない理由は全くない。本件が譲受人に故意、過失があつて失念した場合であるならば、判旨のような構成をなす余地もあるいは存在したかもしれないが、譲渡人Xが株券を引渡さず、これに対し譲受人Z₁、Z₂は一応、弁済供託をしている以上、これは全く失念株主にその責を課すことはできない場合といふべきであろう(そもそも失念株の問題とはならない)。

ただ、これも、かりに本件判旨のように従業員持株制度における譲渡制限契約を有効と解し、譲渡契約も有効に成立し、株券の引渡がなくとも株式譲渡が有効になされたと考えた場合のことであり、私見のように判旨第一点を否定的に考えた場合には問題とはならない。

宮島 司